

新型コロナウイルス感染拡大防止のための課外活動ガイドライン 〔適用期間 2022年8月8日～当面の間〕

課外活動を行う際は学生支援センターからの許可が必要です。許可された団体は、以下の内容を遵守し、記された対策を講じてください。部員等、関係者一人ひとりが、できる限りの感染予防対策に努めてください。

1. 課外活動参加の条件

以下の条件に当てはまる場合は、課外活動の参加を見合わせてください。

- ① 体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
- ② 同居家族や身近な知人に感染の疑われる方がいる
- ③ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある
- ④ 重症化リスクが高いとされる基礎疾患がある（指導者含む）
- ⑤ 課外活動の実施について部員および保証人の同意がない
- ⑥ 非登学申請を行っている

2. 課外活動時の対応

(1) 基本的な感染防止対策について

- ① 活動前に体温（検温）および以下の項目の体調確認を行い、「体調管理表※様式5〔体温・風邪症状チェック表〕」を作成し、部員の体調管理を日々行うこと。また、監督者は、部員が発熱あるいは体調不良となった場合は、無理せず自宅静養させ、学生支援センターへ報告すること。
 - ・37.5℃を超える発熱
 - ・咳（せき）、のどの痛みなどの風邪の症状
 - ・だるさ（倦怠感）、息苦しさ（呼吸困難）
 - ・嗅覚や味覚の異常
 - ・体が重く感じる、疲れやすい等
- ② 鼻まで覆った状態でマスクを着用する。（着替え時等のスポーツを行っていない際や会話をする際、公共交通機関等の移動時）※夏期のマスク着用は熱中症に最大限注意すること。
- ③ 各自でタオルや飲み物、食事、楽器を持参する。（他者と共有をしない）
- ④ 手洗い（石鹸）、アルコール消毒等をこまめに行う。
※手洗いは30秒以上行うことを推奨する。また、持参したタオルを使用する。
- ⑤ マスク、ハンカチ等を使い、会話や咳、くしゃみによる飛沫感染防止に努める。
※運動中のマスク着用は各団体の判断とする。
- ⑥ 練習は各所属団体等のガイドラインに従って行う。
- ⑦ 複数の利用者が触れる場所（部室のドアノブ等）、楽器、スポーツ用具等はこまめに消毒する。
- ⑧ 飲食は周囲の人となるべく距離を取って正面で向かい合うことを避け、黙食を行う。また、食べ物の取り分けや回し飲みはしない。

(2) ソーシャルディスタンスおよび換気について

- ① 活動時や部室、更衣室、休憩スペースは周りとの十分な距離を確保する。
※少なくとも1mの距離を空けることが適当されており、強度な運動・スポーツ時は呼気が激し

くなるため、より一層距離を空ける。

- ② 屋内または室内施設利用時は、30分に1回以上、数分間窓を全開にする。もしくは、常時風上側の窓とその反対側の窓を5～10cm程度開放する。※対角線上にある2つの窓を開放すると効果的
- ③ 多人数での活動は比較的感染リスクが高いため、活動の時間帯を分ける等、一度に活動する部員の数を制限する等の措置を講じる。

(3) 室内施設の利用について

- ① 室内施設（学内）の利用は利用可能人数を超えての活動を禁止する。
- ② 室内施設（学外）の利用は外部施設運営団体等が定めた感染防止ガイドラインを遵守し、当該施設を初めて使用する際に行事届と併せて学生支援センターに提出すること。

(4) 音楽系団体の活動について

- ① ボーカルについては以下の飛沫防止対策を講じた場合に限り活動を認める。
※ マスク着用が望ましい
 - ・ 飛沫防止用として正面および側面に2mの亚克力板やビニールシートを設置し、かつ部員との間隔を1m以上空けて活動する場合（学内）
 - ・ 外部施設運営団体等が定めた感染防止ガイドラインを遵守する場合（学外）
 - ・ 利用施設内に他の部員がおらず、1名で活動する場合
- ② 合唱練習を行う場合、他の部員との間隔を前後2m、左右は1m以上空けたうえで、互いに向かい合わないこと。
※ マスク着用が望ましい

3. 宿泊を伴う公式戦（本戦・予選・外部機関から参加依頼を受けた行事※1）参加及び合宿の実施について

(1) 許可制

宿泊を伴う課外活動は原則禁止とします。ただし宿泊せざるを得ない公式戦（本戦・予選・外部機関から参加依頼を受けた行事※1）参加および合宿の実施を希望する場合は申請により宿泊を伴う活動を認める場合があります。団体は、所定の申請書様式に感染拡大防止策等を記載し、学生支援センターに提出してください。学生支援センター（所長）の承認を経て認めることとし、許可された内容は危機管理対策本部へ報告します。ただし、申請内容と状況によっては危機管理対策本部会議での審議と本部長（学長）の承認を必要とする場合があります。

今回の許可制については、以下の条件を満たすこととします。

※1 外部機関から参加依頼を受けた行事は、原則文化会団体、独立団体のみ適用する。

【許可制の条件】

- ・ 公式戦参加の場合、参加人数は、原則公式戦登録部員数を上限とすること。〔試合届を提出〕
- ・ 本学指導者が原則帯同し、感染防止対策の徹底が可能であること。
※宿泊先への移動時（往路・復路）に、止むを得ない事情により本学指導者が帯同できない場合は学生支援センターに相談する。
- ・ 参加者本人については、活動当日10日前から当日までに37.5度以上の発熱が1度もないこと。
- ・ 宿泊地で緊急時に利用できる医療機関を確認していること（救急病院を確認する。特に夜間は宿直医による対面診察の有無を確認する）

【申請書類】

以下の申請書類を原則実施予定日の2週間前までに学生支援センターに提出してください（大学

休業日を考慮すること)。

- ① 課外活動許可申請書〔宿泊(合宿)〕(様式1)
- ② 部員名簿〔宿泊(合宿)許可申請〕(様式2)
- ③ 試合届 ※宿泊を伴う公式戦参加の場合のみ
- ④ 行事(合宿)届 ※合宿実施の場合のみ
- ⑤ 大会・行事要項とガイドライン ※宿泊を伴う公式戦参加の場合のみ

(2) 宿泊施設について

- ① 宿泊部屋(客室)については、一部屋あたりの宿泊人数の制限を設ける(和室6畳につき、3名を基準とする)。
- ② 浴場の利用については、原則客室の浴室を利用すること。

(3) 宿泊先で発熱、体調不良者が発生した場合の対応について

- i 発熱、体調不良者が発生した場合は、学生支援センターまで報告ください。
- ii 発熱、体調不良者を宿泊施設に待機させてください。
- iii 上記iiにて以下に該当する症状の場合は、医療機関を受診させてください。また、同じ部屋(客室)で宿泊した部員を宿泊施設に待機させてください。
 - ・発熱、のどの痛み、咳、痰、鼻水、鼻閉、下痢、その他(倦怠感、頭痛、味覚・嗅覚異常)等

※以下4、5は課外活動団体対象(任意団体は除く)

4. 本学施設を使用しての公式戦(本戦・予選)開催について(許可制)

本学施設を使用しての公式戦(本戦・予選)開催を希望する団体は、所定の申請様式に感染拡大防止策等を記載し、学生支援センターに提出してください。学生支援センター所長の承認を経て認めます。ただし、許可制については以下の条件を満たすこととします。

【許可制の条件】

- ・観客の動員は連盟等のガイドラインに準ずるが、有観客にて実施する場合は前後左右1m以上の間隔を空けて行うこと。
- ・本学指導者(顧問・監督)が当日立会い、感染防止対策の徹底を監督できること。
- ・参加人数(参加大学)は、原則公式戦登録部員数を上限とすること。
- ・指導者(参加大学)が必ず帯同し、公式戦の立会いや感染防止対策の徹底が可能であること。
- ・連盟、協会等の各競技団体が作成している公式戦開催に伴う感染防止ガイドラインを遵守すること。
※連盟、協会等の各競技団体が作成している公式戦開催に伴う感染防止ガイドラインがない公式戦の本学開催は認めません。

【申請書類】

以下の申請書類を原則実施日の2週間前までに学生支援センターに提出してください(大学休業日を考慮すること)。

- ① 学内公式戦開催許可申請書(様式1)
- ② 公式戦開催に伴う感染防止ガイドライン
- ③ 試合届

5. 本学施設を使用しての合同練習および練習試合について

本学施設を使用しての合同練習および練習試合を希望する団体は、所定の申請様式を学生支援セン

ターに提出してください。ただし、以下の条件を満たすこととします。

【条件】

- ・原則、無観客での開催とすること。
- ・連盟、協会等の各競技団体が作成している感染防止ガイドラインを遵守すること。
- ・相手先（参加大学等）が本学の定める「新型コロナウイルス感染拡大防止のための課外活動ガイドライン」の以下の項目を遵守すること。
 1. 課外活動参加の条件〔⑥除く〕
 2. 課外活動時の対応

【申請書類】

以下の申請書類を原則実施予定日の 1週間前までに学生支援センターに提出してください（大学休業日を考慮すること）。

- ① 試合届（または行事届）

6. 指定クラブ強化特別入試受験希望者への面談等実施について

- (1) 各クラブが遠方から面談等参加者を受け付ける場合は、極力宿泊を伴わない日時を設定すること。
- (2) 各クラブの一回あたりの面談等参加者数は、面談等の回数を増やすなどし、人との距離を十分に確保できる人数となるよう、各クラブが定めること。
- (3) 各クラブは、面談等参加希望者及び付添者に向けて別紙「新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン」を踏まえ、感染防止対策を確実に講じること。

7. 課外活動禁止の段階的解除について

重要なのは、1日も早く課外活動を再開させることではなく、再び感染拡大を発生させないために、感染防止の対策を確実に講じることです。そのことを前提に今後の状況の変化に応じて段階的に活動制限を解除していきます（フェーズ表参照）。なお、各フェーズにおける解除内容については変更する可能性があります。

BCP		独立団体・体育会・文化会等		任意団体
		指定クラブ・公式戦控えた団体	課外活動全団体	
レベル1	フェーズ1	○	○	○
レベル2	フェーズ2	○	○	○
レベル3	フェーズ3	○	○	×
	フェーズ4	○	×	×
レベル4・5	フェーズ5	課外活動禁止		

※指定クラブ：特別強化・強化・育成クラブを指す

判断に迷う場合は、学生支援センターまで事前に必ずご相談ください。また、危機管理の点からも、周囲で気になる部員がいる場合は、速やかに学生支援センターまで報告ください。

直近の概要は「新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う課外活動について」を確認してください。

【担当窓口】 学生支援センター 課外活動担当 <KPC1>078-974-4574 <KAC> 078-974-1839

以 上